# 府令・省令

**○内閣府令・法務省令第四号**

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十六条の規定に基づき、法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を次のように定める。

平成二十七年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
法務大臣　岩城　光英

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条の国家戦略特別区域会議が、法第八条第二項第二号に規定する特定事業として、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業（法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域において、本邦の公私の機関が診療用粒子線照射装置研修外国医師等（外国において医師、看護師又は診療放射線技師に相当する資格を有する外国人であって、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律（昭和六十二年法律第二十九号）第三条の規定により厚生労働大臣の許可を受けて診療の用に供する陽子線又は重イオン線を照射する装置（以下「診療用粒子線照射装置」という。）に係る知識及び技能の修得をしようとするもの（以下「診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等」という。）並びに医療で用いる放射線に係る物理工学の専門的知識を有する外国人であって、診療用粒子線照射装置臨床修練外国医師等と共に診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能の修得をしようとするものをいう。以下同じ。）を受け入れて診療用粒子線照射装置に係る知識及び技能を修得させる事業をいう。以下同じ。）を定めた区域計画（法第八条第一項に規定する区域計画をいう。）について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする診療用粒子線照射装置研修外国医師等であって次に掲げる要件の全てを満たすものについて出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四の表の研修の在留資格を決定する場合における当該在留資格に伴う在留期間は、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第三条の規定にかかわらず、二年、一年、六月又は三月とする。

一　次のいずれにも該当する本邦の公私の機関に受け入れられるものであること。

イ　当該区域計画に係る国家戦略特別区域内にあること。

ロ　国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業を実施する関係地方公共団体から、国家戦略特別区域診療用粒子線照射装置海外輸出促進事業の実施に携わる機関として指定を受けていること。

二　国籍又は住所を有する国において所属する機関の業務の一環として派遣されるものであること。

**附　則**

この命令は、公布の日から施行する。

# 告　示

**○内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省　告示第一号**

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき、事業主行動計画策定指針を次のように定めたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十一月二十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
総務大臣　山本　早苗
厚生労働大臣　塩崎　恭久

## 事業主行動計画策定指針

目次

第一部　はじめに
第二部　一般事業主行動計画
第三部　特定事業主行動計画

### 第一部　はじめに

#### 第一　事業主行動計画策定指針の位置付け

女性の職業生活における活躍の推進は、その活躍の場の主たる提供主体である事業主の役割が重要であるが、これまでは各事業主における自主的な取組に委ねられていたところである。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号。以下「法」という。）によって、各事業主に事業主行動計画（法第七条第一項に定めるものをいう。以下同じ。）の策定・公表等が義務付けられ（法第八条第一項に定める一般事業主にあっては、常時雇用する労働者の数が三百人以下の場合は努力義務）、各事業主が事業主行動計画で定める定量的目標や取組の内容、その実効性等が、女性の職業生活における活躍に大きく影響を与えることとなった。

女性の職業生活における活躍の状況は事業主によって様々であり、かつ、事業主行動計画の内容はそれぞれの事業主が抱える課題に応じて当該事業主が判断するものであるが、まだその活躍が十分に進んでいない事業主も含め、全ての事業主が実効性のある事業主行動計画を円滑に策定し、かつ、着実に実施できるよう促していくことが重要である。このため、国において事業主行動計画の策定に関する基本的な事項等を示すことにより、事業主行動計画の策定及び実施等に向けた事業主の積極的な取組を進め、ひいては社会全体における女性の職業生活における活躍を迅速かつ効果的に進める必要がある。

これらを踏まえ、法第七条第一項の規定に基づき、事業主行動計画策定指針（以下「策定指針」という。）を定めるものである。

#### 第二　基本方針との関係

法第七条第一項に基づき、策定指針は、法第五条第一項に定める女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に即して定めることとされており、政府は、同項に基づき、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成二十七年九月二十五日に閣議決定した。

基本方針では、第2部の2において、策定指針の策定に当たっての観点を次のとおり定めており、策定指針の策定に当たり、こうした観点から取りまとめを行っている。

・男女を通じた働き方改革への取組
・各段階の課題に応じた取組
・職業生活と家庭生活の両立に関する取組の更なる推進
・ハラスメントへの対策等
・公的部門による率先垂範

### 第二　事業主の区分ごとの適用

法は、事業主を法第八条第一項に定める一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主。以下単に「一般事業主」という。）と法第十五条第一項に定める特定事業主（国及び地方公共団体の機関等）に区分しており、事業主行動計画の策定等についても両者を別に規定している（一般事業主にあっては法第三章第二節に、特定事業主にあっては同章第四節に規定）。また、適用される労働法制も両者で異なっている。

こうしたことに鑑み、以下、策定指針においては、一般事業主に適用される事項と特定事業主に適用される事項とを区分して記載することとした。